

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合と岡山県との間の公平委員会の事務委託に関する規則

昭和54年6月21日

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、柵原吉井特別養護老人ホーム組合は同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を岡山県に委託する。

(経費)

第2条 岡山県が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する経費は、岡山県が支弁する。

2 前項の費用は、柵原吉井特別養護老人ホーム組合が負担する。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、柵原吉井特別養護老人ホーム組合と岡山県が協議して定める。

附 則

この規約は、岡山県議会の議決のあった日(昭和31年10月1日)から施行する。